

第4編 生徒の指導管理

1. 生徒週番規則

1. 目的

本校教育方針に基づき教師の助言と指導のもとに生徒の自主的学習、自立的活動を盛んにし、学校生活の伸展と学校の管理を全とうならしめる事を目的とする。

2. 方針

学校集団生活における生徒の自覚によって、週の努力目標を明確にし、ホームルームを基盤として生徒会と協力して実施する。

3. 組織

① ホームルーム週番

ホームルーム週番は輪番制でこれに当る。

4. 任務

① ホームルーム週番

ホームルーム週番は特定の生徒だけが当るのでなく、全生徒が平等に割当てられた任務であるので、責任と自覚をもって当る。

(週番以外の生徒は週番に協力し、目的達成に努める)

a) 週番は前日の反省と当日の伝達事項を確認しホームルームで伝達し、教室内学習環境を整える。

b) 放課後は必ず清掃状況を見届け、悪い所は指示し美化に努める。

c) 朝礼やその他のホームルーム集会での指揮に当る。

d) 日誌にはホームルームの動き、朝の伝達事項、出欠・授業・清掃状況等、努力事項を詳細に記録して担任へ提出する。

附則：生徒週番規則より週番長に関する事項を3.組織4.任務から削除

(令和5年2月14日確認)

2. 登校・下校

(1) ホームルーム開始10分前に登校して授業の準備をして静かに自習する。

(2) 登校後は下校まで許可なく校外に出ないこと。

(3) 部活動の下校時間は夏季・冬季とも午後7時30分までとする。

(夏期に時間を延長する部は校長の許可を受ける。時間は午後8時までとする)

(4) 一般の生徒の下校時は午後5時とする。

(5) 登校下校は生徒らしさを失わず特に交通道德を守り社会人の模範となるよう努める。

土曜・日曜・公休・休暇中に登校した時は、日直教師の許可をうけて、用事の済みしだい報告して下校する。

暴風雨の際は解除され次第速やかに登校する。
学校に非常の事変ある時は速やかに登校し教師の指示に従う。
登校下校は生徒らしさを失わず特に交通徳を守り社会人の模範となるよう努める。

附則：2 登校・下校について「昼食時間はその限りでない」を削除
(令和5年2月14日確認)

3. 車両通学

- (1) 車両通学は認めない。放課後や日曜祝祭日及び長期休業中の部活動や実習当番の時も同様とする。
- (2) 制服で何時でも車両を運転した場合(同乗者も)車両通学とし、懲戒指導となる。
ただし、保護者の運転による送迎はその限りではない。

附則：車両通学について変更 (令和5年2月14日承認)

4. 運転免許検定受検について

- (1) 運転免許取得(原付、自動二輪、普通自動車等)は原則として禁止する。
- (2) 家庭の事情または進路活動に必要な生徒は学校に届け出て、取得することができる。
そのとき、運転免許教習所へは放課後等を利用し、学業に差し支えないようにする。
- (3) 自動車免許取得の際、3回(仮免・卒検・本免)は出席扱いを認める。
※平成31年度新入生より運用する。※平成31年2月8日(金)職員会議で承認。

附則：運転免許検定受検についての規定を変更(令和5年2月14日承認)

5. 服装規定

服装はその人の品性を表わすもの。次の規定を守り、常に質素清潔を失わぬよう努める。

(1) 制服

- ① ワイシャツは学校指定の半袖又は長袖のカッターシャツ(襟の前立にイニシャルの刺繍)
- ② ズボン(ズボン)は学校指定のもので、夏冬兼用(紺地にチェック柄)
- ③ スカートを膝にかかる丈。(20本車ヒダ、紺地にチェック柄、裾にイニシャル刺繍)
- ④ ベストは学校指定のニットベスト。(購入は任意で、気候に応じて着用。)
- ⑤ 学校指定のブレザー。(ボタン・刺繍等に関しても学校指定のもの)
※衣替えは行わないが12月から4月の式典はブレザーを着用するもの

(2) 履き物

- ① 華美でない靴とし、サンダル・草履・スリッパ等を禁止とする。

(3) 身なり

- ① 頭髪は地毛とし、黒色以外の染髪行為は禁止する。
- ② パーマ・編み込み・エクステなどの技巧を加えたもの、その他、奇抜な特殊な髪型は禁止する。
- ③ 化粧・装飾品は禁止とする。

④ タトゥー(刺青)は禁止とする。

「青少年保護育成条例」第18条の3(入れ墨を施す行為の禁止)

附則：5 制服規定の変更 (令和5年2月14日承認)

6. 校外生活

南部農林高校生としての自覚を持ち、校外にあっても、常に正しい生活態度を守る。

- (1) 不健全と判断される遊戯場や娯楽場、飲食店などの場所に入出入をしないこと。
- (2) 外泊は禁止する。(旅行については別に定める)
- (3) 夜間の外出は慎しみ、やむをえず午後10時以降外出する時は保護者の同伴を必要とする。
- (4) 交通規則を守り、交通事故の未然防止に努め、飲酒や喫煙等の問題行動をしてはならない。

7. アルバイトについての規定

- (1) アルバイトについては事前に学校長に届け出る。
- (2) 届け出を受けるときは所定の用紙を用い、保護者の承認を得て、HR担任を通して申請する。
- (3) アルバイトの時間は、帰宅時間も含めて午後10時までとする。
- (4) 次にかかげる職種、場所でのアルバイトはこれを禁止する。
 - ①居酒屋 ②風俗営業 ③パチンコなど賭博に関わる場所
 - ④その他、学校が好ましくないと判断する職種および場所

附則：アルバイトについての規定一部変更 (令和5年2月14日承認)

8. 旅行及び校外の集会・団体活動

- (1) 旅行を(離島も含む)する時は、団体、個人を問わず父母の承諾書を添えて学校に届け出る。
- (2) 校外における集会及び団体活動は校内の場合と同様に学校長の許可を受けて、集会又は活動場所の責任者に許可を受けなければならない。但し、関係教師の出席の下に行なう。
- (3) 他団体に入会又は活動を共にしようとする場合は、学校長の許可を受けなければならない。

9. 懲戒

- (1) 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- (2) 校長及び教員が生徒に懲戒を加えるに当たっては、生徒の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。
- (3) 懲戒のうち、退学、停学及び謹慎、訓告の処分は、校長がこれを行う。
- (4) 前項の退学は、次の名号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。

- ア、性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- イ、学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- ウ、正当な理由がなく出席常でない者。
- エ、学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

(5) 懲戒規定（平成13年9月より実施）：別図参照

① 訓告（嚴重注意）

- 1) 指導対象……喫煙飲酒同席、タバコ・ライター所持（いずれも初回のみ）、
深夜徘徊（累積指導には含まない）、その他
- 2) 指導方法……学校長により嚴重注意を行う。その際、学級担任又は学科関係職員が立会い、保護者同伴指導を行う。＊保護者への連絡は学級担任又は学科関係職員が行う。

附則：学校謹慎に深夜徘徊を変更（令和5年2月14日承認）

② 学校謹慎

- 1) 指導対象……カンニング、車両通学、賭博行為、交通違反（ノーヘル、二人乗り等）、
その他（部会、職員会議等で審議された事項）
- 2) 指導期間……ア) 5日間：上記の行為を行った場合。
訓告の指導を受け、再度懲戒既定の行為をした場合
イ) 10日間：5日間の謹慎指導を受け再度懲戒規定の行為をした場合
＊土日祝祭日は含まない。
- 3) 指導方法……ア) 8：15までに登校し、清掃活動を行う。
イ) 1校時より授業を受け、反省日誌に教科担当による毎時の授業評価とサインを受ける。日誌は生徒が保管する。日誌指導はその日で受ける。
ウ) 放課後は生徒指導部を中心に計画された指導を行う。
エ) 指導期間中は、絶対に遅刻、欠課、無断欠席をしない。
オ) 指導に応じない生徒は、停学指導も含めた強い指導方法を指導委員会で検討し、新たな指導方法を提案する。

③ 停学

- 1) 指導対象……飲酒、喫煙、窃盗、交通三悪、交通事故加害者、暴力行為、悪質な反社会的行為、謹慎指導をうけ、再度同様の行為を行った場合、
その他（部会、職員会議等で審議された事項）
- 2) 指導期間……ア) 5日間：上記の違反行為を行った場合
イ) 10日間：上記の重なる違反行為、
5日間の停学指導を受けて再度指導される場合。
ウ) 無期：上記のさらに重なる違反行為
10日間の停学指導を受けた後、再度同様の行為を行った場合、指導委員会で審議する。また、特に指導を要する反社会的行為・交通三悪については初回であっても同様に指導する。
エ) 進路変更：問題行動が社会秩序に与える影響、学校秩序や学習環境へ

の影響、被害者の被害状況が大きい場合など、進路変更を検討させる。

3) 指導方法……ア) 自宅指導 : 外出を制限し、保護者監督のもと自宅にて課題等をさせる。担任や指導部が在宅を確認する。

※ 終日、保護者が監督できる場合に限る。

イ) 校内指導 : 各学科及び生徒指導部にて作業や課題を行う。

※ 基本的に午前中は各教科の課題、午後は学科の作業を行う。

※ 昼食時間は、指定の場所(生徒指導部)にて食事を取る

確認事項

- ① 職員会議で起こった出来事を職員に伝え、指導方法を提案する。職員の同意のもとで校長が判断する。
- ② 保護者を召喚し、校長から指導を言い渡す。
※校長・保護者・学科長・生徒指導部との調整は担任が行う。
- ③ 懲戒指導を受けた生徒の行動が良好であり、反省が見られることが解除の条件とし、職員会議で校長が判断する。
- ④ 停学指導の解除の言い渡しは、保護者を召喚、誓約書を書かせ、校長から指導の解除を言い渡す。

附則

この懲戒指導は平成13年9月1日より実施し、それ以前に指導をうけたものについて累積回数には含まないものとする。

令和5年2月14日改正

「運転免許取得に関わる出席扱い許可願い」

令和 年 月 日

南部農林高等学校（ ）科
年 組 番 氏名

下記の通り、出席扱いの許可をお願いいたします。

試験の期日 : 令和 年 月 日 ()

- 1 仮運転免許（学科試験） _____ 回目
- 2 仮運転免許（実技試験） _____ 回目
- 3 本免（実技試験） _____ 回目
- 4 本免（学科試験） _____ 回目

※ 上記試験のうち、前日までに担任へ用紙を届けることにより、3日間までは出席扱いとなります。

保護者氏名 _____ 印

担任氏名 _____ 印

10 . 授業料、入学料その他の費用徴収

(授業料等の徴収)

- (1) 授業料及び入学料等の徴収については、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年3月29日条例第41号）の定めるところによる。
- (2) 校長は、授業料を滞納中の生徒に対して、出席停止を命ずることができる。
- (3) 校長は、授業料の滞納が3ヶ月を越える生徒に対して、退学を命ずることがある。

11 . 欠席、欠課、遅刻等の指導

- (1) 生徒の欠席、欠課および遅刻等の指導にあたっては、学級担任、教科担任、生徒指導部および関係職員は、相互に密接な連携を図り、たえず事前指導に努めるとともにその場指導に徹し、勤怠状況が良好になるように努める。
- (2) 教科担任は前条に規定する指導のほか、当該授業時の出欠について、その都度出席簿に記録しなければならない。また、進路相談支援システムに入力しなければならない。
- (3) 学級担任は（1）に規定する指導のほか、次の名号に掲げる事項の指導等にあたるものとする。

ア、生徒の欠席、早退、欠課、忌引、公欠等の諸手続きについての指導。

イ、出席簿の点検整理、週計、累計の記録。

ウ、無届け欠席、欠課、遅刻の多い生徒について、保護者への連絡や家庭訪問、父母の召還を行う。

エ、必要に応じて生徒指導部やカウンセラー、関係職員の協力を求め、特別指導を行う。

・ 出、欠席事務の処理

・ 欠 席

- (1) 欠席届はその理由を記し、保護者より担任に届ける。（但し電話でも可）
- (2) 長期の病気による欠席は医師の診断書を添えて提出する。
- (3) 早退する生徒は、事前に早退理由を記し、学級担任か教科担任へ届け、承認を得る。
- (4) 授業が始まって15分経過後入室した生徒は欠課とみなす。
- (5) 学校の懲戒規定による停学は欠席扱いしない。
- (6) 授業料未納で出席停止中の生徒が校時中に納入した場合、納入前の校時は届出欠課とする。

・ 遅 刻

- (1) 朝のSHRの遅刻は午前8時45分を基準とする。
- (2) 出席点呼の時、特別な理由がなく、教室にいない生徒はSHR遅刻とする。
- (3) 遅刻した生徒には、入室許可証を発行する。入室許可証のない生徒は入室を認めない。
- (4) 1校時以降の遅刻者の取り扱いは、教科担当者が入室許可証の有無を必ず確認する。ない生徒はもらってくるように指導する。
- (5) 入室許可証の発行は、午前8時45分から1校時の始めまでは普通教室正面玄関で行い、それ以後は職員室または生徒指導部室で行う。
- (6) 早朝指導は、午前8時35分までに所定の場所につき登校指導を行う。（校門、南豊

前食堂、普通教室西側階段入口、東側階段入口、東側二階入口等)

(7) 全体朝会時は、教室内にいる生徒の集合指導も行う。全体朝会時の入室許可証は、体育館玄関で発行する。

(8) 遅刻防止指導は、父母への連絡を徹底し、協力を求めながら行う。

ア、文書や電話による通知

イ、父母の呼び出し指導

ウ、各学期ごとの指導とする。